

下田市海水浴場等における小型無人機（ドローン）等の取扱いについて

1、概要

本年 4 月に首相官邸に小型無人機が落下した事件を受け、国は小型無人機の規制について検討を行い、順次対応していくこととしています。小型無人機の落下事故は各地で発生しており、本市では、夏の行楽シーズンを前に、観光客、施設利用者等に危険が及ばないように、安全確保の観点から以下の対象施設及び期間において、小型無人機の飛行等を禁止することとしました。

ただし、小型無人機は、国や開発関係者等において取扱いについての検討が進められているところであり、使用方法や規格性能等のルール整備が行われ適正に運用することができれば、観光政策や防災対策としても大変有用であることから、管理者の許可を得て飛行等が行うことはできるものです。

2、対象施設及び期間

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1) 海水浴場（9 施設） | 毎年 7 月 1 日～ 8 月 31 日 |
| 2) 都市公園（9 施設） | 通年 |
| 3) 寝姿山自然公園 | 通年 |
| 4) 爪木崎自然公園 | 通年 |
| 5) 漁港施設（5 施設） | 通年 |
| 6) 吉佐美運動公園 | 通年 |

3、広報

- ・施設に順次看板を設置
- ・市ホームページに掲載

4、その他

各施設の条例の「他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為」等の規定により禁止するものであり、使用目的、使用方法等により、十分に安全が確保されるものであって、管理者の使用許可を得て行う場合には小型無人機の飛行等を行うことができます。

5、お問い合わせ

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 観光交流課 | 電話 22-3913・・・海水浴場 |
| 建設課 | 電話 22-2219・・・都市公園 |
| 産業振興課 | 電話 22-3914・・・寝姿山自然公園、爪木崎自然公園、漁港施設 |
| 生涯学習課 | 電話 23-5055・・・吉佐美運動公園 |